

【介護保険を利用している方への居宅療養管理指導について】

1. 当院は、介護予防居宅療養管理指導及び居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という）実施施設です。

2. 居宅療養管理指導等の目的

当院では在宅で療養を行う介護保険利用の患者さんの継続的な管理に伴い、介護保険サービスを利用するうえでの指導の他、介護支援専門員への居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行っています。

3. サービス担当者、実施時間

歯科医師：平山 中井

歯科衛生士：大橋 本嶋 美島 寺田 池側 片山 松田の 中家 松田も

4. 実施している介護保険サービスと利用料等

居宅療養管理指導費（歯科医師が行う場合）

(1) 同一建物居住者以外の場合 517 単位

窓口負担額 1割負担の方： 517 円 2割負担の方：1034 円

(2) 同一建物居住者の場合 487 単位

窓口負担額 1割負担の方：487 円 2割負担の方：974 円

居宅療養管理指導費（歯科衛生士が行う場合）

(1) 同一建物居住者以外の場合 362 単位

窓口負担額 1割負担の方：362 円 2割負担の方：724 円

(2) 同一建物居住者の場合 326 単位

窓口負担額 1割負担の方：326 円 2割負担の方：652 円

〈その他の費用〉

① 訪問診療等や、それに伴う治療の費用、及び治療に関する電話相談の費用は、医療保険として取り扱われ、医療保険の一部負担が、別途かかります。

5. 秘密保持

- ① 居宅療養管理指導等を実施するにあたって知り得た秘密を漏らしません。
- ② ただし、ケアプラン作成のために患者さんの情報を居宅介護支援事業者に提供する必要があります。この情報については、患者さん又は家族の了解のもとで、居宅介護支援事業者に提供します。

6. 相談・苦情処理

当院で行っている介護保険サービスについてのご相談又は苦情があれば、いつでも担当者にご相談下さい。